

広島市安芸区告示第1号

令和7年12月17日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則（昭和27年6月30日規則第51号）第2条第5項の規定に基づき、次の番号の自動車臨時運行許可番号標が失効したことを告示します。

広島市安芸区長 三宅修司

自動車臨時運行許可番号標番号

広島 22-24

広島 22-30

広島 22-36

広島 22-42

広島 22-44

広島 22-48